

吸収分割に係る事後開示書面
(会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号、
会社法施行規則第189条及び第201条に定める書面)

2025年10月1日

鈴与シンワート株式会社
株式会社インタークエスト

2025年10月1日

吸収分割に係る事後開示事項

東京都港区芝四丁目1番23号
鈴与シンワート株式会社
代表取締役 徳田 康行

大阪府大阪市中央区南本町三丁目1番12号
カネセ中央ビル8F
株式会社インタークエスト
代表取締役 岩松 教雄

鈴与シンワート株式会社(以下「吸収分割承継会社」といいます。)及び株式会社インタークエスト(以下「吸収分割会社」といいます。)は、2025年7月23日付で締結した吸収分割契約に基づき、2025年10月1日を効力発生日として、吸収分割会社が自社開発・提供するプロダクトの販売・カスタマイズ事業を吸収分割承継会社が承継する吸収分割(以下「本会社分割」といいます。)を行いました。

本会社分割に関する791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条及び第201条に定める事後開示事項は、次のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日(会社法施行規則第189条第1号及び第201条第1号)

2025年10月1日

2. 吸収分割会社における次に掲げる事項(会社法施行規則第189条第2号)

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

吸収分割会社の株主は吸収分割承継会社のみとなるため、会社法第784条の2の規定による請求はありません。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

吸収分割会社の株主は吸収分割承継会社のみとなるため、会社法第785条の規定による手続は実施しておりません。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過

吸収分割会社は、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

(4) 会社法第789条の規定による手続の経過

本会社分割における吸収分割会社から吸収分割承継会社への債務の承継は、重疊的債務引受の方法により行いましたので、会社法第789条の規定による手続は実施しておりません。

3. 吸収分割承継会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第189条第3号及び第201条第3号）

（1）会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

本会社分割は簡易吸収分割（会社法796条第2項）に該当するため、会社法第796条の2但書の規定に基づき、該当事項はありません。

（2）会社法第797条の規定による手続の経過

本会社分割は簡易吸収分割（会社法796条第2項）に該当するため、会社法第797条第1項但書の規定に基づき、該当事項はありません。

（3）会社法第799条の規定による手続の経過

吸収分割承継会社は、会社法第799条第2項の規定により、2025年8月20付で官報公告及び電子公告を行いました。申述期限までに会社法第799条第1項の規定による異議申述を行った債権者はありませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第189条第4号）

吸収分割承継会社は、本会社分割の効力発生日である2025年10月1日をもって、本会社分割にかかる吸収分割契約書（2025年7月23日締結）に基づき、吸収分割会社が自社開発・提供するプロダクトの販売・カスタマイズ事業における権利義務を承継いたしました。

5. 会社法923条の変更の登記をした日（会社法施行規則第189条第5号及び第201条第5号）
2025年10月1日（予定）

6. 上記に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項
（会社法施行規則第189条第6号及び第201条第6号）

該当事項はありません。

以 上